

加工用米・新規需要米の適正流通の徹底について

- 加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。
- 今般、交付金の不適正な受給を目的とした違反事案が発覚したことから、改めて加工用米・新規需要米の適正流通に係る指導を徹底いただくとともに、交付金の不適正な受給が疑われる事案があれば、地方農政局等へお知らせ下さい。

不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① 名称(氏名)・違反事実の公表
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還
 - ③ 当該取組の認定を取消すとともに、一定期間、加工用米や新規需要米の取組を認めない(捨てづくりが確認された場合も同様)

などの措置が執られます。

また、飼料用米等の販売委託等に関する手続きを他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用として販売**
- 主食用米から発生した**「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷**
- 他者から購入した米や主食用として生産した米を**飼料用米に水増して出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された**「ふるい下米」を他の用途に販売**



飼料用米の数量を水増して出荷

農業者Aは、区分管理方式で取り組んだ飼料用米において、適切な生産を行わず著しい低単収(捨てづくり)となったが、交付金が不交付とならないよう、他の米で水増して出荷。

- 措置の概要**
- 交付金の不交付
 - 当年産の取組計画の認定取消
 - 翌年産の取組計画の不認定
 - 氏名及び違反事実の公表



WCS用稲から子実を収穫して販売

畜産農家Bは、2カ年において自ら生産したWCS用稲及び購入したWCS用稲から子実を収穫し、主食用米として販売。

- 措置の概要**
- 交付金の不交付及び返還(加算金を含む。)
 - 食糧法遵守事項省令違反に係る県による勧告・公表(氏名及び違反事実)
 - 当年産取組計画の取消
 - 措置後1年間の取組計画への参加を認めない